

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県西条市周布1758番地3  
 氏名 藤岡建設株式会社  
 代表取締役 藤岡 一貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 新山 徹



許可の年月日 平成25年11月29日  
 許可の有効年月日 平成30年11月9日

## 1. 事業の範囲

## 中間処分

破碎処分：がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、ゴムくず 以上9種類  
 乾燥処分：汚泥 以上1種類  
 焼却処分：紙くず、木くず、廃プラスチック類 以上3種類  
 切断処分：木くず、がれき類、金属くず 以上3種類  
 選別処分：がれき類 以上1種類  
 コンクリート混練・固化処分：燃え殻、ばいじん 以上2種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎施設（がれき類、金属くず） 2基  
 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1  
 ・設置年月日：昭和63年6月1日、 届出年月日：平成13年4月27日  
 処理能力：1,520t/日  
 ・設置年月日：平成11年1月5日、 届出年月日：平成13年4月27日  
 処理能力：680t/日
- (2) 破碎施設 1基  
 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1  
 設置年月日：平成12年5月1日、 処理能力：4t/日
- (3) 天日乾燥施設 1基  
 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1  
 設置年月日：昭和63年6月1日、 処理能力：138.75t/3日
- (4) 焼却施設 1基  
 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1  
 設置年月日：平成16年6月30日  
 処理能力：45kg/時、97.4kg/日（廃プラスチック類）
- (5) 切断施設（木くず） 1基  
 設置場所：西条市丹原町川根乙38番4  
 設置年月日：平成20年11月18日  
 処理能力：5.08t/時

（裏面に続く）

(6) 切断施設 (がれき類、金属くず) 1基

設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4

設置年月日: 平成20年12月6日

処理能力: 1.87t/時

(7) 選別施設 1基

設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4

設置年月日: 平成20年11月18日

処理能力: 180t/時

(8) コンクリート混練・固化施設 1式

設置場所: 西条市丹原町田野上方1097番地1、西条市丹原町川根乙38番4

設置年月日: 平成21年3月1日

処理能力: 199.40t/3日(燃え殻)、199.40t/3日(ばいじん)

(9) 保管場所 11箇所

・設置場所: 西条市丹原町大字田野上方1097番地1

保管面積: ①147.29㎡(がれき類)、②14.24㎡(金属くず)

③56.63㎡(木くず)、④2.70㎡(紙くず、木くず、廃プラスチック類)

⑤34.50㎡(がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、鉋さい、ゴムくず 以上8種類)

⑥74.50㎡(燃え殻)、⑦79.42㎡(ばいじん)

・設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4

保管面積: ①71.04㎡(がれき類)、②18.50㎡(金属くず)

③411.73㎡(木くず)、④53.28㎡(がれき類)

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成5年11月10日
○更新許可	平成10年11月10日
○更新許可	平成15年11月10日
○更新許可	平成20年11月10日
○更新許可	平成25年11月29日

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無  
無